

## 内部事務のセンター化の試行について

関東信越国税局においては、内部事務の一層の効率化を図る観点から、税務署の規模の大小にかかわらず、内部事務を既存の税務署・部門から切り離し、専担部署である「税務署事務処理センター」を設け、集約処理を行う試行（内部事務のセンター化）を、平成30年10月以降、以下のとおり実施します。

税務署事務処理センターの概要	
名 称	税務署事務処理センター（浦和）
対 象 署	浦和署、大宮署
設置場所	さいたま新都心合同庁舎1号館28階 （さいたま市中央区新都心1番地1）
対象事務	申告書の入力処理、申告内容についてのお尋ね文書の発送などの内部事務

### 留意事項

- 内部事務を処理するために、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 「税務署事務処理センター」の設置は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり対象署で行います。
- 対象署へ提出された書類（申告書や申請書・届出書等）は、「税務署事務処理センター」において事務処理を行うため、提出書類の内容確認等の際には、お時間をいただくことがあります。